Ⅶ　個人情報の保護に関する法律の遵守等

１　概要

（１）個人情報の適正な取扱い

労働者の募集を行う者、募集受託者及び求人者（以下「募集主等」という。）による個人情報の適正な取扱いについては、法第５条の５及び第 51 条において、募集に応じて労働者になろうとする者の個人情報の取扱いに関する規定及び業務に関して知り得た情報をみだりに他人に知らせない義務に関する規定が設けられ、さらに、指針第５の１及び２において、募集に応じて労働者になろうとする者の個人情報の取扱いに関して、その適切かつ有効な実施を図るために必要な事項が定められている。

また指針第５の３において、募集主等による個人情報の保護の一層の促進等を図る見地から、法に基づく責務の一つとして、募集主等は、個人情報保護法第２条第 11 項に規定する行政機関等又は同法第 16 条第２項に規定する個人情報取扱事業者に該当する場合にあっては、それぞれ同法第第５章第２節から第４節まで又は同法第４章第２節に規定する義務を遵守しなければならないこととされている。

（２）指導助言等

個人情報保護法に違反した労働者の募集を行う者及び募集受託者については、個人情報保護法に基づく個人情報保護委員会による指導・助言等の対象とされている。また、法に違反する場合には、法に基づく指導助言等の対象ともなる。

２　募集主等に課せられる義務等について

募集主等は、指針第５の３により、行政機関等又は個人情報取扱事業者に該当する場合には、それぞれ、個人情報保護法第５章第２節から第４節まで又は第４章第２節に規定する義務を遵守しなければならないこととされていること。具体的には、個人情報取扱事業者に該当する募集主等は、個人情報保護委員会が定める「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（通則編）」（https://www.ppc.go.jp/personalinfo/legal/）　等に留意しなければならない。また、法第５条の５及び指針第５の１及び２の遵守に当たって留意すべき点はⅣの１（７）及びⅤの１（６）のとおりであること。